

第3回札幌市観光振興に係る新たな財源に関する調査検討会議

日時：令和元年12月9日（月）10:00～

場所：カナモトホール2階第1・2会議室

議 事 録

1. 開 会

2. 議 事

3. 閉 会

1. 開 会

○事務局（和田） それでは、定刻になりましたので始めさせていただきたいと思いません。

本日はお忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。これより、第3回札幌市観光振興に係る新たな財源に関する調査検討会議を開催させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日の御出席でございますが、札幌商工会議所の廣田委員が所用により欠席との御連絡をいただいております。

オブザーバーといたしまして、樋口部長に御出席をいただいておりますので、御報告させていただきます。

あわせて、当部の観光・M I C E推進部長の石川が急遽議会の用務が入ったものですから、欠席させていただきます。こちら併せて御報告させていただきます。

2. 議 事

○事務局（和田） それでは、早速議事に移りたいと思います。これより後の議事運営につきましては、平本委員長にお願いをしたいと思います。委員長、よろしくお願いいたします。

○平本委員長 皆様、おはようございます。本日もどうかよろしくお願い申し上げます。

第2回、前回のこの会議では、種々御議論をいただきまして、大変建設的な御議論もいただきました。既決といたしまして、反対意見ももちろんございましたが、この検討会議全体といたしましては、その新たな財源として、宿泊税という形で財源を求めることが適切であろうというような結論に至ったかというふうに思っております。

本日は、前回の議論を踏まえまして、今後もう少しこの仕組みについて掘り下げていくということが必要かと思っておりますので、その点につきましての御議論をいただければと思っております。

最初に、最終的にこの検討会議は、市長に対して答申をするということが一つのミッションなわけですが、大事なミッションなわけなのですが、その答申の骨子案というものを今回事務局に作成していただきましたので、前回の議論も踏まえまして、どのような形で答申をしたいというふうに現時点では考えているのかということにつきまして、資料に沿って御説明をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○事務局（和田） それでは、事務局のほうから資料の御説明をさせていただきます。

まず、資料の御確認でございますが、本日御用意させていただいている資料は、1部のみでございます。右肩に資料1と書いてある資料でございますので、そちらの御確認をお願いいたします。

それでは、資料1ページをお開きいただきまして、右下、1ページと書いてあるところでございます。第2回、前回の検討会議の振り返りというところでございまして、（1）

第2回検討会議における主な意見ということで、幾つか挙げさせていただいております。

個別の意見につきましては、事前に議事録でも御確認いただいておりますので、ここでは省略させていただきますが、第2回のまとめとしまして、今委員長からもお話しございましたが、下の(2)検討会議のまとめというところをご覧ください。新しい財源の確保につきましては、一部反対意見もございましたが、検討会議の意見として、青字の部分、新たな財源が必要な状況であり、その確保の手法として「宿泊税」が妥当であるという結論になったところでございます。

これを踏まえまして、今回の第3回では、答申の骨子づくりを行って、次回の第4回では、答申の最終的なイメージの議論を行っていただく予定になってございます。

それでは、次のページ、2ページ目をお開きください。

2ページ目、答申の構成(案)というところでございます。いわゆる目次につきまして御確認いただくページとなっております。

まず、I番目、札幌観光の現状と課題認識というところでございます。こちらにつきましては、第1回目の資料で御確認いただいたテーマでございますが、今後の観光振興の背景を確認していただく部分となっております。

続きまして、II番目、諮問のテーマの一つでございます、今後取り組むべき観光振興の方向性というものでございます。こちらは、1、2で分けてございますけれども、まず1番、現在の取組の方向性ということで、現在の札幌市観光まちづくりプラン、こちらは平成26年に策定いたしまして、平成30年に改定したものでございます。こちらが、現在進行中の取組の方向性ということでございます。ただ、このプランは2020年度までの計画期間となっておりますので、その後ということで、2番、今後の取組の方向性を掲げてございます。こちらは、この検討会議の御意見として、総花的ではなくて、メリハリのきいた取組をというご指摘でございましたので、(1)に書いてあります戦略目標を掲げながら、(2)観光振興の基本的な方向性と、それから重点的に推進する項目ということで掲げたいと思っております。

それから、III番、もう1つの諮問のテーマでございます新たな財源の在り方についてというところでございます。こちらは、1番で財源の必要性について確認していただいた上で、2番、財源の在り方として、宿泊税が妥当であるということ、さらには宿泊税の制度設計にあたっての考え方についてまとめていきたいと思っております。

それでは、3ページ目をお開きください。ここから具体的に答申に書き込む内容ということになっております。

まず、2番、今後の取組の方向性というところでございますが、まず上の図をご覧ください。一番上、まず戦略目標として、長期滞在の促進による観光消費の最大化というところ掲げているものでございます。

その下、緑色の部分でございますが、3つの基本的な方向性として、左側の観光資源の魅力向上、真ん中の受入環境の充実、そして持続可能な観光振興と、3つの柱にしており

ます。

また、この3つの方向性の下には、それぞれの推進すべき項目をカテゴリー分けしてぶら下げておりますが、特に力を入れて推進すべき項目として、重点推進項目を設定し、赤枠で囲んでいるというものでございます。

それでは、下のオレンジ色の部分を御確認いただきたいと思いますが、この後このようなオレンジ色の部分がたくさん出てきていますが、ここはこれまでの各委員の御意見に基づいて、最終的な答申の核となる文章を案としてお示ししているものでございます。かなり最終の文章に近い形で考えてございますので、表現とニュアンスも含めて、この場で御確認いただければと思います。

それでは、読み上げてまいります。まず1つ目、観光を取り巻く状況の変化に的確に対応し、今後も多くの観光客に選ばれる魅力的な観光地であり続けるためには、戦略性を持って観光施策を展開することが必要である。また、今後は観光客入込数の増加はもとより、特に観光消費の拡大を強く意識した取組を進めることが重要である。さらには、市内唯一の温泉街である定山渓については、都心部と定山渓の周遊などによって、札幌市全体として戦略目標である長期滞在の促進につながることから、定山渓の観光振興について、積極的に取り組んでいくべきということでまとめてございます。

続きまして、1枚おめくりいただきまして、4ページをご覧ください。ここは新たな財源の在り方についての部分ですが、まず1番、財源の必要性についてでございます。ここでは、今後どれぐらいの規模の取組が必要なのか、また、そのためには新しい財源が必要なのかどうかというところについて確認するページとなっております。

こちらの上の図に注目いただきたいのですが、これは第2回の会議で示した資料のイメージ図でございます。平年度の事業規模イメージを時系列的に見たものでございまして、下の緑色の四角のところを見ていただきたいのですが、横軸が時間軸となっておりまして、縦軸が事業費を示している資料でございます。左側の薄い緑の部分、A P 2015ー2019 と書いていますが、このA Pは、恐れ入ります、アクションプランの略でございまして、札幌市の中期的実施計画を示しているものでございます。こちら5年間、2015年から2019年までの平年度で約70億円の予算規模。さらに、現在策定中のアクションプラン2019では、平年度約90億。さらに右に行きまして、さらに取り組むべき観光振興策として、今後も増えていくことが見込まれるというようなイメージ図を載せているところでございます。

下のオレンジ色の部分をご覧ください。先ほど同様に、今後の答申の核となる文章の案でございます。

まず1つ目、札幌観光の経済効果をさらに高めていくためには、より一層の観光振興の取組が求められ、その推進に当たっては、財源の確保が必要である。観光を取り巻く状況が絶えず変化する中、観光振興の方向性に沿った施策を戦略的に展開し、札幌の地域経済を維持・発展させていくためには、更なる継続した投資が必要になると推測される。そし

て、限られた財源の中で今後の行政需要に対応していかなければならない状況を鑑みると、札幌市は観光振興を取り組んでいく上では、中長期的な視点から安定的な財源を新たに確保することが必要である。そして、その負担の在り方としては、行政サービスの受益に応じた負担を求めるといった観点が重要であるとまとめてございます。

続きまして、5ページ目をお開きください。こちらは財源の在り方についてのページでございます。新しい財源として、宿泊税が妥当であるということを確認するページとなっております。オレンジ色の部分をご覧ください。

1つ目、他の自治体の先行事例や法的な制約などを鑑み、受益者となる観光客に負担を求める観光振興を目的とした新たな財源の在り方を検討していきたい。そして、東京都などが法定外目的税として導入している宿泊税が妥当であるという意見が多数を占めました。一部に反対意見もございました。

その反対意見の内容ですが、入湯税も使途の一つに観光振興があり、宿泊者にとっては事実上税が重複するほか、本年10月の消費税増税に加え、北海道が検討している観光振興を目的とする法定外目的税、こちらが重なるため、観光需要の抑制につながるということに対する懸念が示されております。

それらの意見をまとめまして、札幌市の財政状況、あるいは継続的な観光振興の必要性等を共有した上で、観光振興における受益と負担の関係性や、対象者の捕捉の容易性、財源の安定性と継続性、また、他自治体の事例を踏まえた実現可能性、こういったことを総合的に勘案した結果、宿泊税が妥当であるとの結論に至ったとまとめてございます。

続きまして、1枚おめくりいただいて6ページ目をご覧ください。こちらのほうは、財源の在り方について、宿泊税の制度設計にあたっての考え方という部分でございます。

(1) 課税要件、いわゆる宿泊税の制度に関する部分ということで、ここから3ページにわたって、この課税要件を示してございますが、ここでは課税客体、納税義務者、徴収方法についてお示ししております。

このページからちょっと資料の構成が変わってきますが、まず上段に、先行して宿泊税を導入している自治体、あるいは導入を決めている自治体の先行事例を掲げております。

そして、中段に行きまして、それぞれに関する論点と、それに対するこれまでの各委員の意見をまとめてございます。

そして、下段のオレンジ色の部分で、先ほど同様、答申の核となる文章を示しているというものでございます。

まず、このページでは、真ん中の青い部分、論点について御確認いただければと思います。

まずは課税客体、何に対して税をかけるのか、それから納税義務者、誰に対して税をかけるのか、こういったところが論点になっておりまして、論点となったのが、民泊を入れるのかどうかということが議論になってございます。

それからもう一方徴収方法、どのように徴収するのかにつきましては、特別徴収とする

のか、特別徴収義務者は誰とするのかといったところが論点になるかと思っております。

最後、下段の部分、オレンジ色のところについて御確認いただきたいのですが、まとめといたしまして、1つ目、負担の公平性を十分に考慮し、旅館業法に規定する宿泊施設（下宿を除く。）及び住宅宿泊事業法に規定する宿泊施設、いわゆる民泊、こちらへの宿泊行為を課税対象とすべき。さらには、納税義務者が宿泊施設の宿泊者であることから、宿泊事業者による特別徴収が適当である。さらには、宿泊事業者の事務的負担について、一定の配慮を検討する必要があるというふえにまとめてございます。

続きまして、7ページをお開きください。課税要件の2つ目でございます。ここは税率、それから免税点について記載してございます。

同様に、真ん中の論点の部分をご覧いただきたいのですが、まず一つの論点といたしまして、税率をどのように設定するのか、それから免税点は設定する必要があるのかなのかといった論点でございます。

こちらのほうは、委員の御意見を御紹介いたしますが、まず1つ目、定額制は量を求める政策と、定率制は質を求める政策と親和性が高い。質を求める政策に重点を置くのであれば、定率制が望ましい。

2つ目、定額制は低価格となるほど負担感が増す。そのため、自ずと負担感への配慮により、免税点の導入を検討することになってしまう。定率制は担税力に基づく公平感が担保されるという御意見。

3つ目、定率制にした場合に、宿泊事業者の宿泊者への説明負担、あるいは計算の煩雑さ、こちらを考えると現実的ではない。さらには、北海道と異なる制度にすると、過重な負担となることを避けるよう、北海道と協議をしてほしいという御意見でございました。

下段、オレンジ色の書き込みの部分でございますが、税率については、担税能力に応じた負担を求めるといった視点。また、特別徴収義務者である宿泊事業者の徴収に係る事務的な負担などを考慮しながら、公平・中立・簡素といった税の原則に則った十分な検討が必要であるとまとめてございます。

続きまして、8ページでございます。8ページの課税要件の3つ目、課税免除の部分でございます。真ん中の論点では、修学旅行生をどうするかが前回論点になってございました。

一番下のオレンジ色の部分を御確認いただきたいのですが、課税免除に係る宿泊事業者の事務的な負担への考慮、この一方で、修学旅行生が教育目的であること、また、将来的な札幌市の観光客になり得ること、こういったことを踏まえた検討が望ましいという整理にしております。

続きまして、9ページ目をご覧ください。こちらは、財源の在り方についてですが、先ほどは税の制度でございましたが、その制度設計にあたって、付随する事柄に関する考え方、こちらを整理した資料でございます。

まず、(2) 使途の明確化についてでございます。委員からの主な意見といたしましては、1つ目、入湯税の使途に不信感があるということですか、2つ目、後半のほうからになります。宿泊者が納得していただける、あるいは宿泊事業者も宿泊者に対して説明できる、このような仕組みづくりをしてほしいという御意見がございました。

これを踏まえて、オレンジ色の部分でございますが、税収の使途について、どのような事業に使われるのか、予算ベース、また、使われたのか、決算ベース、こういったことの納税者に対する透明性を確保するための仕組みを構築すべきとまとめてございます。

それから、真ん中より下、3番目、観光振興を協議する組織の設置についてでございます。委員からの御意見といたしましては、2つ目になります。どういう方向性で、来年はこういうことに使いたいといったような宿泊税について、話し合いをする場を必ず設けていただきたいという御意見がございました。これに関する書き込みといたしましては、オレンジ色の部分、定期的に札幌の観光振興について協議する場として、札幌市有識者、観光関連事業者等からなる組織を設置すべきとまとめてございます。

資料の最後、10 ページ目でございます。こちら制度設計にあたっての考え方で、(4) 入湯税との調整についてでございます。

委員からの御意見といたしましては、北海道の税と札幌市の宿泊税、入湯税を合わせた金額が宿泊者にとって過重な負担とならないように調整していただきたいということでございました。

オレンジ色の部分、宿泊税を新設する場合、入湯税の税率について、納税者にとって過重な負担とならないよう、一定の調整を検討する必要があるとまとめております。

それから(5) 関係自治体との調整について。

委員からの御意見といたしましては、特に北海道を意識した御意見ですが、北海道としても、新しい財源確保の検討が進んでいるということ踏まえた議論が必要であるということになっております。北海道と札幌市で定率、定額といったわかりにくい制度にならないよう協議すべきという御意見もいただいております。

最後、オレンジ色のまとめでございますが、納税者となる宿泊者の納得を得るために、広域自治体としての観光振興を担う北海道との役割分担を調整する必要があるとまとめてございます。

資料の説明は、以上でございます。

○平本委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまのこの御説明いただきました答申骨子案に基づきまして御議論いただきたいと思っております。

大きく3つぐらいの固まりになっているのでないかと思っております。

まず、1ページ、2ページ、3ページのところが、前回の振り返りと目次、それから前提となる観光振興の方向性。4ページ、5ページが次の2番目の固まりでして、これが新たな財源の在り方に関するところ。6ページ目以降が、その宿泊税ということになった場

合の具体的な制度設計と、大体そのような固まりになっていると思いますので、その順に沿って御議論いただければと思います。従いまして、最初の部分、1ページから3ページの部分につきまして、今後の取組の方向性ということが主たる内容となっておりますけれども、目次等も含めまして、何かお気づきの点がありましたら、どうぞごつくばらんに御発言いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○池田委員 ホテル連絡協議会の池田でございます。

今骨子の部分についてということでありました。この新たな財源の確保、これを前提とした観光まちづくりプラン、2023年から2032年冬までの10年間がスパンになると思うのですけれども、そうすると、ここに明示するかどうかは別として、オリンピック・パラリンピック、これはもう避けて通れないものだと思いますし、その中で言うと、パラリンピックというのは初めての経験になりますので、そういうふうに見ますとバリアフリーですとか共生社会と言いますか、これは大きなテーマになってくるのではないかと思いますし、なかなかその2030年という年次を見ますと、SDGsのアジェンダ、これも2030年と。そうして見ると、経済のほかに環境という大きな要素にもなってきますので、この戦略目標の中でも、重点推進項目の中には散りばめられてはいると思うのですけれども、もう少しこのバリアフリーですとか共生社会、あるいは環境というものが、それこそが札幌が取り組む札幌らしさにも大きな意味づけもあるのかなというふうに思いますので、ここにある順番に優劣はないと思うのですけれども、少しその辺の配慮があったほうが良いのかなというふうに思います。

以上です。

○平本委員長 ありがとうございます。大変重要な御指摘かと思えます。今この間の倶知安のサミットもそうでしたけれども、持続可能な観光ということが、これからの観光においての一番重要なキーワードだと思います。それから共生社会、バリアフリーということも、もちろん持続可能な社会の中に入っていると思いますので、そういった面で、この3ページに書かれているところに、具体的に何か言葉が入るかどうかということについては、ちょっと検討が必要かと思えますけれども、今の池田委員のおっしゃった、その趣旨がきちっとわかるような形で答申案をまとめるべきかと思えます。どうもありがとうございます。

他に御意見ございますでしょうか。

○金川委員 この3ページの下の方に、定山溪のことについて書いていただいていますけれども、その上段の長期滞在促進による観光消費、これが主な政策的な意図のところ書いてあったのですが、こここのところに、一番左上に定山溪エリアに魅力向上という、1項目だけちょこっと出ているだけなので、定山溪の位置づけ、ここには書いていますけれども、大きな計画的には、上の緑の絵だと思いますので、もう少しきちっと定山溪の位置づけをしていただかないと、市内に観光投資をした以降定山溪にというふうにならないので、かなり立地条件その他集客条件が違いますので、もう少しきちっとした明示をしてい

ただきたいなというふうに考えております。

それから、札幌市で長期滞在の促進って、言葉はこれもう良いのですけれども、観光業界においては永遠の課題でありまして、なかなか難しいのではないかと。長期滞在に適する地域と適さない地域というふうに、多分札幌は長期滞在にはなかなか適さない。言葉はないのですけれども、長期滞在に適するとすれば、観光拠点としての位置づけという意味ではないかと思えます。今でも札幌に何泊かお泊まりになって、札幌から小樽に行かれたり、札幌から富良野、美瑛、あっちのほうに行ったり、あるいは道東方面に行かれたりするという方はいらっしゃる。札幌を拠点として観光している方がいるのですけれども、長期滞在というものを大きく出すと、なかなかこれは難しいなというようなことを実感として思っております。繰り返しますけれども、定山溪地域というのを、もう少しちゃんと明記していただきたいなというふうに思います。

○平本委員長 ありがとうございます。

札幌都心部と定山溪といろいろな意味で条件が異なるというのは、恐らくそのとおりだと思います。そういう意味で、多分定山溪エリアの魅力向上ということが重点推進項目に入っているのだと私は理解しているのですけれども、一方で、後半で長期滞在という議論になると、都市部に滞在してもらって、例えばその後、週末温泉に入って帰ってもらうとかというような長期滞在も含めて札幌の長期滞在という課題かと思えますので、札幌の都心部も、それから定山溪も含めて長期滞在ということは多分課題なのかなと、私個人としては思っています。ですので、トータルで見た場合、その観光資源の魅力向上ということが長期滞在につながるのだよということが、この3ページの一つの立てつけになっているかというふうに思っております。必ずしも札幌で長期滞在を謳うことが余り有効じゃないという訳ではないと私は思っております。

他に御意見ございますでしょうか。

○笹本委員 ちょっとその長期滞在という言葉は、私も最初からひっかかって、というのは、今後KPI的に1人平均何泊するかみたいな話がよくデータとして出るのでけれども、札幌の場合はビジネスのお客さまが相当数いるので、そこもトータルで見ると、この人はビジネスだ、この人はレジャーだとなかなか区分けがしにくくて、とはいえ出張で来る方が相当数いるので、その人も母数に入ると、なかなかその数値が伸びていかないと思うのですね。1人当たりの泊数みたいなところで言うと。だからそのいわゆる長期滞在として、ここを拠点にいろいろなところに行くというのは目指すべきところだと思うのですが、そこでビジネスのお客様というところが入ってくると、なかなか焦点がぼけてしまうところもちょっと、言葉としてひっかかる。その辺の御検討を、図らずしもここ良いことだと思うので、その辺がちょっと気になるということです。

○平本委員長 ありがとうございます。

実は、事前に事務局と少しやりとりをする中で、じゃあその1,300万人延べで札幌に泊まりますよと。そのうち、ビジネスユースの方が何人いて、観光の方が何人いて、ビジネ

スと観光両方の方がどれぐらいいるのですかということをお伺したら、そういう統計はないということなのですね。ですので、今後観光振興の施策をより精度の高いものにしていくためには、そういった基礎データづくりということも、これ行政側、あるいは業界団体等でも必要なことかと思うのですけれども、そういったことも含めた上で、きちっとしたそのベースになる情報を集めて、より精度の高い戦略、施策を打っていくということが課題かと思えます。その意味で、今笹本さんがおっしゃった、単純に長期滞在と言っても、ターゲットによって働きかける方向性が違うはずだという御指摘は、全くそのとおりだと私も思っております、これは中期的な課題かなと思っております。御指摘どうもありがとうございます。

ほかにはいかがですか。

では順番に、米澤さん、大島さんの順でよろしいですか。

○米澤委員 今のビジネスとそれ以外、レジャーのお客様を区分けというお話だったのですが、それに関しては、私異論のあるタイプでございまして、それは昨年北海道の胆振東部沖地震の後のブラックアウトで、復興割の話の中で、ビジネスのお客さんには使われないようにしてください、そういう制度設計をしてくださいという観光庁とのやりとりがありまして、その中で宿泊者の色分けをどうするのか、実際にそれをどうやって調べるのか。じゃあビジネスで来たお客さんが、例えば翌日ゴルフしました。はい、これはどちらにしましょう。それを現実的に色分けすることが、もう不可能だという話は、観光庁、それから国会議員の先生方にも、それを論じること自体がおかしいじゃないかと、なぜ色分けしなければならないのですかというお話はさせていただきましたので、そこに関しては、先生が調査というお話ししましたが、現実的には不可能だと思います。

それを我々のほうできちっと本当にわかるのは、例えばうちのホテルにもいるのですが、工事車両で来ましたと。明らかに朝出るときには作業服で出て行って、夕方には帰ってきますよ。これはビジネスだなというのはわかるのですが、スーツ姿の人たちがお出かけになって、今日は打ち合わせでしたか、午前中打ち合わせ行って、今までどこにいたのですかというお話になる。そういう部分では、そこを調査するということに、明らかにすごく大きな意味がありますよということがあるのであれば考えるのですが、なかなか難しいと。

それから例えば、今ビジネス等の話の中で、例えば慰安旅行を仕事として行くのか、あくまでも休日扱い、それから個人のイベント参加なのかというような話も出てくるので、そこに関しては非常に難しい、センシティブな問題も出てきちゃうんでないのかなというふうに思います。

もう1つは、笹本委員が言ったように、長期滞在という言葉に私も非常に違和感があるのですが、現実問題として、今札幌市内1.2泊。それを多分長期滞在の目標はと言われたら2.5とかそういう話であって、およそ長期というイメージとはかなり言葉が遠いような、ですから具体的に何泊以上とか、今の泊数を倍にするとかというイメージであれば良

いのですが、長期というのは、我々のイメージからするとせめて1週間。それはもう明らかに不可能な話なので、やはりそういう部分では、例えば今の泊数を倍にします、3泊以上を目指しますという具体的な言葉に置き換えたほうがよろしいのではないかというふうには思います。

○平本委員長 御指摘ありがとうございます。

まず、後半のその長期滞在ということについては、私も今1.2泊ないしは1.3泊ぐらいの平均泊数を、2.何泊というふうに伸ばすことをもって長期滞在だというふう勝手に思い込んでおりましたけれども、今の笹本さんと米澤さんの、特に現場からの感覚でいくと、そんなものは長期じゃないという、その御指摘はそのとおりだと思うので、ちょっと言葉遣いについて誤解のないようにしたいと思います。

それから、ビジネスユースとレジャーユースの色分けは、実は難しいのではないかと、ということは、例えばアンケート調査をやっても、本当に答えてもらえるかどうかということも含めて、今米澤さんがおっしゃったこと、そのとおりだなと思って、ちょっと私反省したのですけれども、反面で、スーツを着てきていらっしゃる方が、翌日はカジュアルな服装にさっと着がえて定山溪でもう1泊してもらえような、そういう働きかけも含めて、その用途を少しやっぱり把握することは重要なと個人的には思っています。研究者なので、ファクトベースでものを考えるくせがあるので、どうしてもそうになってしまうのかもしれませんが、調査方法等につきましては工夫の余地もあろうかと思うので、そうですね、コストベネフィットの問題もありますので、そこら辺のところ少し研究した上で、必要なデータを集めていくということも方向性かなということ考えているということでございます。

大島さん、お願いします。

○大島委員 すすきの観光協会の大島でございます。

私もその長期滞在ということで、非常にホテルを預かっている方、札幌の中でホテルをやっている、携わっている方たちが、じゃあ観光で3泊するか4泊するか、これ非常に難しいと思うのですよね。ただ、すすきのにいながらちょっと感じたことがあります。前回のワールドカップのときに、仕事で来て、その後休暇を取ってワールドカップを見て、当然出張旅費は会社で出て、あとの宿泊は自分が出す、チケットを買った、そういうお客さんは今後見込めてくるかなと。ちょっとスキーをやるかなとか、ただこの長期滞在は、一番僕適しているのは定山溪だと思います。ですから、先ほど金川委員がおっしゃったように、もうちょっと定山溪のことをみんな、今問題は何なのか、定山溪に今来ない理由は何なのか、定山溪の中では今どういうことが起きているの、今後定山溪にとってはどうすれば良いのかというのを1つどこか皆さんの議論の中に入れて、この長期滞在のものをクリアしていったらどうか、という意見でございます。

○平本委員長 どうもありがとうございました。

今大島委員からの御指摘もあったように、長期滞在という言葉のイメージを少し我々

と、事務局と少し違うというところは、言葉の誤解がないように直さなければいけないということと、とは言っても長期滞在の可能性というのがないわけじゃないのだという、どちらかという元気の出る御指摘かと思しますので、やはり観光振興を考える上で、そもそも札幌は長期滞在が適さないのだという決め打ちをしてやってもいけないということなのか、と思しますので、そういったことをきちっと考えていかなければいけないのだということで御指摘いただきました。ありがとうございます。

ほかに、この3ページまでのところで。

どうぞ、宮越さん。

○宮越委員 大島委員ありがとうございます。いろいろな御助言を頂戴いたしましてありがとうございます。

皆さんのほうからも包括的にいろいろな意見を頂戴して、お聞きしておりますけれども、この実際戦略目標以下の重点項目も含めて、さまざまに散りばめられてはいるのですが、北海道、札幌というエリアで言うと、かなりシーズナリティがある、特に観光目的でシーズナリティが相当入ってきて、大変私たちもいろいろ商売上の観点で言うと、このシーズンどうしようとか、このシーズンどうしようとかと、そういう戦略を、これは各企業体で当然いろいろ勉強しながら考えているわけですがけれども、その魅力向上というような観点で言うと、言葉としては具体的にはいろいろなもの入っていますけれども、北海道の札幌の、そのシーズナリティみたいなところをどう検討していこうか、どういう戦略を持って戦っていこうか、プラスしていこうかというようなところも踏まえて捉えていただければありがたいな。こういう都市型スノーリゾートの形成とか、夜間観光の推進とかという言葉を入れていただいていますけれども、現実的に言うと、実はこれ地域によって違うかもしれませんけれども、月で言うと、4月から6月なんていうのは大変厳しい観光客の落ち込む時期なのですね。ところが北海道、札幌市も含めてですけれども、グリーンシーズンと言って非常に打ち出していきたいシーズンでもあるのであれば、もっとその戦略的なことであるとか、本当に四季折々の中で、どのような戦略があって、逆に魅力アップができていくのかなというところも十分御検討の材料として、文言としても必要であれば、ぜひ入れていただきたいなというところも捉えて書いていただければと思います。

○平本委員長 どうもありがとうございます。

北海道、札幌ならではのシーズナリティについての考慮が必要だという御指摘だと思います。それもおっしゃるとおりかと思えます。

ほかにございますか。

○金川委員 もう一度ちょっとこの長期滞在について、言葉は美しいし、書くのは美しく書けるのですがけれども、札幌市の方にお伺いしたいのは、じゃあ長期滞在で具体的に何をやるのですかということを私、お伺いしたいのですよ。言葉は非常に何かもっともだし、美しく書けるのです。でも、具体的に何をやるのですかとなると相当難しいはずなので

す、長期滞在。長期滞在って、1泊2泊という単位ではないですよ。さっき米澤さんが言った1週間とかというイメージをするわけです。じゃあ、これ札幌に1週間するために、具体的に何をやるのですかと。今ここに書かれていますけれども、こういうことが実際に具体的に可能なかどうか、それで1週間滞在できるのか、具体的に札幌市の方が本当なのかどうか、私はお伺いしたいと思います。

○平本委員長 これは、今この場で直接お答えになられる方いらっしゃらないと思うのですが、その1週間が本当に目標として適切かどうかということについては検討の余地があると思いますけれども、少なくとも今の平均1.2日、1.3日というのを2泊台に伸ばしていこうということは、長期滞在という言葉が余り良くないなということは、私も今皆様の御指摘で認識しつつあります。これは少し検討の余地があるかと思えます。

ただ、先ほど私ちょっと申しましたとおり、そもそも札幌で何をやるのですかと言うよりは、札幌で長期滞在が少しでも、1日でも泊数が伸びるように、資源を掘り起こす、ないしは既存の資源と資源を結びつけて、新しい価値を生み出すというようなことは継続してやっていく、これが多分観光振興なのかなというふうに思っておりますし、そこに定山溪の魅力をつけ加えるということも、また十分に有効性につながるのではないかなと思っております。もし違うのであれば学者の戯言としてお許しください。

ほかに、どうぞ今井さん。

○今井委員 今、長期滞在という言葉の意味合いですね、いろいろな考え方あるかなと思って聞いていたのですが、私自身は、これは1つの方向性、今平本委員長も言ったように、今1.3という、本当に短い滞在日数を少しでも伸ばそうという、そういう意味合いの方向性を示したのかなというふうに理解していたところです。そういう意味では、ちょっと期間の長い短いでは、言い方はちょっと変わるということがあるかもしれませんが、将来的な札幌市としての方向性としては、こういう形で持っていきたいという、そういう意味合いがあれば、十分理解できるかなというふうに思います。

それと、先ほど来からの定山溪エリアの魅力向上ということで、これからいろいろ定山溪のほう取組も入ってくるかと思うのですが、あわせてやはり実際にいろいろな取組が定山溪でされております。そのときに、やっぱりその魅力の情報発信、それも両輪でいろいろな取組を、当然私なんかも、プロモーションを行ったときには必ず定山溪温泉のPRもしてきますけれども、そういういろいろなツールを使ってやはり定山溪、偉大な観光資源ですので、そこは本当に連携を密にして盛り上げていく必要があるなど、プロモーションの部分ですね。

以上です。

○平本委員長 どうもありがとうございます。方向性として、長期滞在ということもありなのではないかというサポートの御意見、それからプロモーションの重要性ということで、それもそのとおりだと思います。

では、石黒先生。

○石黒副委員長 そうですね。今いろいろ御指摘あった点はもつともだなと思います。大原則として、やはり私自身は、今の観光まちづくりプラン、今あるものをそのままというよりは、どこかのタイミングで見直すべきだろうというふうに思います。というのは、決して今のものが悪かったというわけではなくて、財源という非常に大きな前提が変わるわけですので、これは前向きに、建設的に更新をするということで、イレギュラーになるかもしれませんが、計画年度の途中で見直されるということを検討されれば良いのではないかというふうに思います。

それから、具体の重点推進項目ですけれども、先ほど来御指摘のあった仕事かワーケーションかというのは、米澤委員おっしゃるとおりでして、今これワーケーションとかいろいろな言葉が出てきますけれども、金曜日まで出張入れて、土日に家族呼び寄せて遊ぶとかというのは、今後どんどん出てきますし、業界誌なども特集を組んでいます。実はこのあたりは観光統計の制度設計によってこうした市場を把握する精度はかなり改善できるというふうに思います。具体的には、旅行費用がどこから出ているか、複合的な旅行目的の中からあえて1つ主たる目的を聞きだすといった設問設計の工夫である程度特定することはできます。200万人都市でもありますし、世界と戦うデスティネーションとしての札幌としては世界基準の統計の整備という取組はやっていくべきだろうというふうには強く思います。

それから、最初に池田委員がおっしゃった多文化共生とかというのは、まさにおっしゃるとおりかなと思います。この持続可能なところどころに何がしかかかるとして見ますと、ちょっとオーバーツーリズムだけでは少し表現が浅いと思います。やはり多文化ですとか、あるいは住民との共生、つまりまちづくりが当然入ってくるわけですので、住民と観光客の共生・共用、あるいはこういった施設の充実化を入れるべきだと思います。

それから、先ほど来出ていますけれども、例えば定山溪と市内の行き来についても、観光客向けにやって住民向けにやらないとか、あるいはその逆というのは難しいと思いますので、このあたりも少し重点目標の中には入れていくというのが、都市観光地としての札幌が描く目標としては良いのではないかというふうに思います。

目標の言葉は難しいですね。確かにおっしゃるように長期滞在と言うと、なかなか1週間あるいはそれ以上になってきますので、滞在の長期化とか、あるいは延伸、延長というような表現にされるのが、収まりがよいのかなと個人的に思いました。

○平本委員長 どうもありがとうございます。

この3本柱の右のほうにあるように、統計ですね。こういったものは、特に石黒先生のような御専門の方の御協力なども得ながら正確なものをつくるということは、私も良いかなと個人的には思っております。

また、戦略目標の用語等につきましては、少しこれは事務局と検討させていただければと思います。

この3ページまでのパートにつきまして、大体よろしゅうございましょうか。

はい、ありがとうございます。

それでは、続きまして4ページと5ページ、ここが新たな財源の在り方についての、その前提になる部分なのですけれども、この財源の必要性と在り方という箇所につきまして、もし何か御意見がありましたらば、具体的な話は6ページ以降のところまで御発言いただきたいと思っておりますので、この大枠の部分でもしあれば御発言いただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○**金川委員** 大枠としては意見がなかったのですが、ぜひこのグラフのように、毎年逐次観光予算を投入していきながら拡大していくと、これが夢でないようにしていただきたいなというふうに思います。

○**平本委員長** ありがとうございます。

財源が縮小していく中で、確実に増やしていくというのはどれくらい難しいのかということとは別として、やはり札幌市にとっての1つの産業の柱でありますので、それは振興プランなどにも書かれていることですので、こういう形で観光振興は継続的に行われていくということの重要性の御指摘かというふうに思います。どうもありがとうございます。

他にはございますでしょうか。

○**池田委員** 先ほどの議論のところと多少被るところあるのですが、先ほど来の定山溪のお話、滞在の長期化ということでの最大のフックは、定山溪になるかなということとは私も思います。アフターMICE、アフターコンベンションという、これは切っても切り離せないところだと思いますし、この後の、次のまちづくりのプランの中で、多分いろいろ議論していかなければいけないことなのかなと思うのですが、戦略だとか戦術の中の1つで、私は観光というものは、ブランドというのは、人間の認知の問題で、論理越えるところがものすごくあると思います。例えば栃木県に行きたいかという人のアンケートを取ると、物の本によりますと27%。ただ日光に行きたいですかと言うと53%、こういう事例が人間の認知の問題とエリアの絞り方だと思います。そういう意味でいきますと、定山溪というのは、札幌に行きたいですか、定山溪に行きたいですか。定山溪に行きたいという人をどれだけ高めていくのだというふうなところからいろいろなことを考えていくということも十分に効果が発揮できることが、それだけ魅力があるというふうに私も考えております。

以上でございます。

○**今井委員** 今のアフターMICEということで、MICEの話が出たのでちょっと一言お話ししたいと思っておりますが、なかなかMICEインセンティブツアーというのが現場サイドには、実際何かメリットを感じないという声が、実はお聞きすることがあります。それはいろいろ直接学会であれば先生方のツールで開かれたり、あとはそうじゃなくて、国際プラザが誘致して開かれたりする。あと、結果は、例えば昨年度何件開催されました。本当に現場に必要なのは、例えば来月こんなコンベンションありますよと。例えば、狸小路で例えば買い物するようなコンベンションであれば、そういうふうに情報提供し

て、場合によっては、規模によってはウエルカムボードを出すとか、そういうような本当に身近にもっと感じられるような、そういうような流れと言いますか、ストーリーが必要なのかなど。そうであれば、例えば今池田委員も言ったように、来月来るのであれば、ぜひその後、MICEアフターとして定山溪にというプロモーションを、主催者を介して情報提供するとか、いろいろな取組も展開していけるのかなというふうにはちょっと感じているものですから、ちょっと一言。

○平本委員長 ありがとうございます。

池田委員は、ブランド構築の仕方でまだまだいろいろな地域、定山溪も含めて魅力が上がるよという、そういう観光振興も必要だよという御指摘だと思います。

また今井委員の、MICEのようなものがちゃんと、事業者の方にとってもメリットがあるような形でうまくつなげるような仕組み、それをDMOがやるのか、何をやるのかということになると、また議論が分かれるところかもしれませんが、うまくつなげるような仕組みというのが重要だろうということで、私海外の学会にたまに参加したりすると、必ず何かついているのですよね。大体後ろに楽しいものがついていて、そのことが学会に出席するインセンティブにもなると。ただし国立大学の先生は、そこの部分に参加すると帰りの旅費を捨てなさいといかということと言われるので、なかなかその楽しい部分に参加できずに、学会の日程が終わると、すぐにとんぼ返りしてこなきゃいけないなんてことになっていますけれども、少なくとも欧米の大学の先生、ないしはシンガポールなんかの大学の先生と話をすると、国際学会に出て、その後に楽しいので、まさに先ほどちょっとワーケーションの話もありましたが、家族を呼び寄せて少し楽しくやるとか、家族と一緒に行って、前半は学会に出て、後半は一緒にレジャーを楽しむ、こういうような旅行の形態が日本でも臨時的にいいよということになってくると、まだまだ可能性があるのかななんて思っております、そうなるといいなと思っております。

ほかに何か、では金川さんお願いします。

○金川委員 ちょっと私は問題事ばかり言っているのですけれども、先生がおっしゃった、そういうふうになればいいなというのは、私もそうなのですが、実際は日本も昔はそうだったのです。会議があって、その後みんなでゴルフをする。会議があつたら北海道周遊旅行がくっついてくるとかね、会議があつたらすすきで飲む、今でもそれはあるかもしれませんが、だんだんこれが逆に今どんどん、どんどん、ちいさくなっていっているのです。会議が会議だけで、というのはね、札幌はもう何回も行っているよという方が多いわけです。それから、当然企業の経営も厳しくなっている。先生方もそうじゃないですかね。例えば東京へ行って、東京の浅草見て帰るなんてことはないわけだよ。それはスイスに行ったり、アメリカのどこかちょっと変わったところに行けばね、それは行こうと思うのですけれども、東京に行ったり、例えば金沢だったらきっと行くかもしれませんね。東京へ行ったり、大阪へ行ったりしたら周遊観光するということは少ないと思うのです。北海道も実際はどんどんどんどん減っているのですよ、そのプラスアル

ファがね。だから夢を現実のように受けとっちゃうと、札幌市の方が、いや簡単にできるのだと思っちゃうと困るので、私は今現実、逆に動いているので、それを引き戻すのはかなり大変だよということを札幌市の方には理解していただきたいなと思います。

○平本委員長 ありがとうございます。コンプライアンスなんてことがあって、確かにそうかもしれません。

大島さんどうぞ。

○大島委員 実際、すすきのはまだありますね。ただ、どこの観光も一緒だと思うのですけれども、例えばですよ、例にとって申し訳ございません。札幌市ですから言いますけれども、霧の摩周湖見て、晴れた摩周湖を見たら、もう摩周湖は3回行かなくていいですよ。そういうものだと思います。ですから、食と観光というのを今大前提にしていますけれども、別に僕は擁護するわけじゃないです。定山溪に皆さん行っています？観楓会なんてもうほぼいないですから、もう。昔は観楓会で、札幌のすすきので我々働いて、うちもこの前言ったように、5年前まで行っていました。知り合いの旅館があったから。ですけど、実は定山溪、僕らが何を語っても、定山溪に行っていないのです、もう。現実、役所の方も私は会合がありますから行きますけど、行っていないのですよ。行って、この前本当に定山溪観光協会の総会も出させていただいて、まちにおりたときに、昔のまちのにぎわいがないのですね。昔は飲むところもいっぱいありましたし、例えば定山溪を知らないで定山溪を語っても、金川委員にしても、宮越委員納得していない、定山溪で商売やっている方ですから。ですから、もっと世の中を知ってもらって、世の中というのは、僕は定山溪だけの話ではないです。すすきのも同じですよ。すすきのも同じことがあるのですね。例えば、羅臼産のホッケですよと、羅臼産でないホッケを出していたら、いつかホッケというものが東京で食べるホッケと一緒にないかという話が出てくるのです。それを観光協会の中で産地偽装ですとか、原料偽装だけはしないでくれという、僕は食べ物屋ですから知っていますけれども、現実はやっぱその場所を知って、その場所の解決策をつくっていくのが、実はこの会議の骨格、土台じゃないかなと。

皆さんも御存じのとおり、例えば札幌大学に今度観光科ができます。この前学長さんとお会いしましたけれども、観光についてすごい学生は勉強しようとしています。ですから、先生たちは非常に必要になってくると思うのですよね。その僕は土台だと思うのですよ。次の若い人たちが、また札幌市の観光を考える。土台はしっかりとこの宿泊税でつくって行って、次の若い世代が考えるという土台づくりだと思っています。

以上でございます。

○平本委員長 ありがとうございます。確かに、私も最後に定山溪に泊まったのは2年前なので、もう少し行ったほうが良いなと思って今反省しましたけれども。そうですね、金川さんがおっしゃるように、昔はそういうのが割と緩かったけれども、今は厳しくなっちゃって、出張のついでにゴルフとか、出張のついでに観光というのはできなくなっているということは、そのとおりのかもしれません。ただ、どれぐらい期待できるかどうかわか

りませんけれども、働き方改革など、それとクオリティー・オブ・ワーキング・ライフとか、そういうような議論も一方で少しあって、揺り戻しが起こるのかどうかわかりませんが、そういったこともあるといいなど、先ほど言いましたように、私個人的には思っております。

また、きちっと現場を知って、そこを土台にして、ちゃんと政策を打っていくべきだ。それから、場合によっては長期的には教育もしていくべきだという大島委員の御指摘は、そのとおりだと思いました。

私ちょっと分野が違って、なかなか頑張りますと胸を張って言えないのですが、できるだけ頑張りたいと思います。ありがとうございます。

○石黒副委員長 MICEの議論はまさにそのとおりです。皆さんから御指摘もありましたし、重点推進項目にはなっていませんけれども、一番左側の8番のMICEという言葉がありましたので、あえて発言しませんでしたけれども、先ほどおっしゃっていたシーズンナリティの解決の理論上の常識というのは、1つはMICEプラス商用客で、いかにシーズンナリティを是正できるかということと、そして2つ目は100億円規模の投資をしてシーズンナリティをある種「力任せ」で変えるということです。MICEを重視する、あるいは今皆さん議論されていたように、MICEプラスアルファの部分を、良かったね、悪かったね、ではなくて、いかに市の政策として誘導できるかというところは、今後考えていかなければいけないだろうというふうに思います。

それから、このまさに4ページ、5ページのところでいきますと、特定の場所という訳ではないのですが、世界中のパターンを見ていきますと、せっかくこういうふうな実務の方含めて合意をして、観光目的の特定財源をつくっても、5年、10年しますと、やはり災害が起きたとか、少子化のペースが思ったより早いとかという形で、一般財源のほうにいろいろな理由で行っちゃうパターンが非常に多いですね。ですので、改めてやはりこの場で、これはこういう目的のものなのであるということを合意し、かつそれがそういうような形で行政とか、あるいは議会を通じて何となく一般財源化しないような仕組みもしっかり考えておかないと、せっかくこの2019年にこういう合意ができたのに、10年後にはいかにその配分をこっちに取り戻すかみたいな議論をする羽目になるやもしれないということをちょっと個人的には懸念しています。やはりこの4ページ、5ページ目というのは割と一般論ですが、改めて委員の皆様と、私個人的にはしっかり合意をしたいところかなと思います。

○平本委員長 どうもありがとうございます。

しばらくすると、うやむやになって一般財源化すること私、考えていなかったのですが、せっかくこの検討会議があるので、この検討会議としてのこれまでのトーンは、仮に税収、新たな財源として宿泊税を入れるのであるならば、それがきちっと観光振興に使われ、しかも先ほどの和田さんからの御説明にもありましたように、予算ベースと決算ベースできちっと確認できるような仕組みをつくり、さらにそれを関係者も入れた意見交換の

場を通じて、場合によってはうまく方向性を考えていくと。そういう立てつけというか、そういう仕組みで初めて回っていくものだと思っていますので、今石黒先生がおっしゃってくださったことは、多分この委員の皆様方の間の、このところについては、ほぼ間違いのない前提条件だと思いますので、改めまして、そういうことを踏まえた上で、この今回の新たな財源ということ、この会議では議論しているのだということについてよろしいでしょうか。ありがとうございます。

4ページ、5ページにつきましては、ほかに何かございますか。

もしよろしければ、では6ページ以降のところ、ここについては多分いろいろと御議論があろうかと思えます。例えば徴収方法、納税義務者であるとか、徴収方法であるとか、あるいは税率も含めた問題について、さまざまな御議論があろうかと思えますので、では残りの時間は、少し制度設計にかかわる部分について御議論をいただければと思います。どうかよろしく願いいたします。

○**金川委員** 北海道のこの宿泊税について、北海道も宿泊税について検討しているわけですね。札幌市は、北海道でも3分の1は人口的に占める。観光客だったらどのぐらいなのでしょう。北海道の中でも半分以上もしかしたら占めるかもしれない。そのような地域と北海道のシステムがばらばらだと、考え方が違ったり、方針が違ったりすると、非常に私はお客様に説明しにくいし、実務的にも非常に大変だし、多分総務省からも、それはまずいよと、ちゃんと調整しなさいよと言われると思うのです。だからこの辺、札幌市、我々だけで決めて良いのかどうか、それでどこまで話し合っただけ良いのかどうか、この辺はちょっとお伺いしておきたいなと。

○**平本委員長** これについては、事務局からまずはお答えいただいてもいいですか。

○**事務局(和田)** わかりました。今御意見ありましたとおり、北海道との調整については必要なことでありまして、先ほど金川委員がおっしゃったように、総務省に最終的に同意を、総務大臣の同意を取るということになる、過重な負担とならないようにという1つルールがございますので、そういった意味でも調整していかなければならないと思っています。ただ、北海道のほうでもまだ、先日議会に方向性を出したばかりと。札幌市についても、この検討会議で今御議論いただいているというところで、まだ具体的な北海道との調整というのは、できていないという状況であります。従いまして、ここで何かを決定していただくと言うよりも、我々が北海道と今後調整するにあたって気をつけなければならないような視点、あるいは方向性で、もうこっちの方向で行ったほうが良いのだということであればそういう御意見でも、そういった観点で、必ずしもここで決まったもので決まるということにはならないですが、それを踏まえて御議論いただければと思います。

○**平本委員長** ありがとうございます。

金川さん、それでよろしいですか、今の御説明で。

○**金川委員** ここでは仮に、札幌市の考え方として決めるということ。

○**平本委員長** ええ、札幌市と言うよりは、この検討会議の考え方というほうが、より正

確かと思えます。

○金川委員 この後北海道と調整して、また変更があるかもしれない？

○平本委員長 ええ、最終的には、この札幌市の話も北海道の話も、議会を通過して決まっていきたいと思いますので、どうしても変更がないわけでは、なかろうかなと思います。

今井さんどうぞ。

○今井委員 今、北海道との調整の話が出たので、1つだけ強くお願いしたいのは、やはり役割分担ですね。ここはやはり札幌というのは地元、基礎自治体ということで、一番観光に責任を持ってやっている。北海道も、もしこういう税を設けるとすれば、その役割分担をしっかりとさせていただきたい。当然額の問題とか、課税、税率とかいろいろ調整することはありますけれども、役割分担はしっかりお願いしたいと思います。

それと、ちょっと話は飛ぶのですけれども、前回の会議でも修学旅行の部分ちょっと話題出ていて、私もその取り扱いについては賛成で、宮越委員のほうから、それに付随して、教育旅行関係、例えばスポーツの部分とか、そういう相当する部分というのが話にあったのですが、8ページを見ると、課税免除が修学旅行生の取り扱いということで、京都のように、札幌にはそういういろいろなスポーツ大会、中体連とか、高体連とか、あと文化とか音楽の関係もたくさん全道、本州からも来ていますので、そういう子どもたちについても、そういう対象としていただきたいなというふうに思っています。

あと、民泊の部分なのですが、実際的には宿泊者の人数が税額に影響あるのですけれども、現実的にこういう会議で民泊も課税対象とするといったときに、情報として、そういう札幌市内に民泊を登録している施設数が幾らあるとか、例えば今対象とされる旅館・ホテルなど、それもできれば次回でもよろしいのですけれども、ここ札幌市内には現時点では課税対象といえますか、特別徴収義務者、このぐらい想定されますと、例えばそういう情報なんかも提供していただければなというふうに思います。

○平本委員長 どうもありがとうございます。

大きく3点かと思えます。まずは、北海道との調整に際しては、いわゆる広域自治体である北海道と基礎自治体である札幌市の役割を明確に議論した上で、例えば税率と税額等についても決めるべきだという御意見。それから、修学旅行の課税免除については御賛成だと。場合によっては、課税免除の範囲を拡大する余地があるのではなかろうかということ。それから3点目が、特別徴収の対象になるような方の事業者数等について、次回までにお示しいただきたいということ。そういうことで今御指摘をいただきました。

○笹本委員 先ほどの今井さんの話で、学生の取り扱いがあつたのですけれども、我々もエージェントとして申込を受けるときに、それぞれの自治体で条文の意味合いが非常にフアジーで、よく学校側から言われるケースがあるので、今言った部活みたいな関係をどうするのかということをはっきりと明示してもらわないと、学校行事に限定すると、学校の学生、学年単位で、全体で行くとか、研修旅行にしても、そういうのに限るのか、一部の学生と先生がちゃんと引率して行くもの全てにするのか、そのあたりが意味合いが非常に

わからないようなものになっていて、結構こういうのを決めるとき必ずそういうのが出てくるので、ある程度それがわかりやすいようにきちっとしたほうが良いと思いますし、我々サイドとしては、先生が引率するようなものについては、すべからく認めていくような方針のほうが、私は個人的には良いかなと思っております。

○平本委員長 ありがとうございます。要は、修学旅行と言うと、何となく一つでくくれるようなのだけれども、実はその中身が多様だし、学年全体なのか一部なのか、それから一応正課なのか課外なのか、あるいはその先生が引率するかしないのか。今、修学旅行というのがないかわりに、自由旅行で 10 人くらいのグループで好きなところに行って、そこに先生が 1 人 2 人引率についていくなんでいう、そういう形態があるっていう話は、私立高校に勤めている友人から聞いたりもしておりますので、一体どこまでがこの課税免除の範囲なのかということについては、事業者の方が迷わないようなルール、わかりやすさが必要だという御指摘で、これはもうそのとおりの重要なことだと思いますので、実際にそのルールをつくる段に当たっては、ぜひそこはきちっとやっていただきたいと思います。御指摘ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょう。まだ論点いっぱいありまして、例えば定額なのか定率なのかですとか、あるいは仮に定額を御主張される場合に、じゃあ免税点についてはどういう扱いをするべきなのかというようなこともあろうかと思うし、ここら辺につきまして、前回は例えば北海道が今どちらかという定額に動きつつあるときに、金川さんがおっしゃったように、北海道と札幌市とで制度が違うとわかりにくいのではないかなというような御指摘があった反面で、定率のほうが札幌市の将来の観光施策という点では合っているのではないかなというような御意見がありまして、この辺のところにつきまして、もし御発言があればいただきたいと思いますがいかがでしょう。

池田さんどうぞ。

○池田委員 我々、実際に事業を営む立場からしますと、できるだけ本当に簡便に、システムの変更ですとか、そういったところについては、こちらの現場からの本当にリクエストとしては、そういうことなのかなというふうに思います。

先ほどちょっとありました長期滞在というのも、実は我々のような労働集約型産業でいきますと、例えば延泊される、あるいはそういった方が滞在されるということは、受け入れる、また御出発の手続については簡素にもなってくる訳です。ある意味では、経営効率を高めていくと言うよりは、事業をしっかりと、こういった環境の中でも成り立たせていくという中では大事な要件でありますので、そういった中でこういった特別徴収義務という新たな仕事が付加するということは、できるだけ軽減できるような方法というのが望ましいかなというふうに思います。

また、札幌らしさということで、前段でお話をさせていただいた、例えばバリアフリーですとか、あるいは環境というものは、そこに住んでいる方々、住民の方々に近い形での観光施策にもなりますでしょうから、そういう意味では民泊を含めてできるだけ幅広く、

そして薄くというような形が望ましいのかなというふうにも考えます。

以上です。

○平本委員長 どうもありがとうございます。できるだけ簡便にということ、それからできるだけ漏れのないようにという言い方が、こういう議論のときに良くないのですけれども、広く確実にという御指摘だと思います。ありがとうございます。

ほかには、では大島さん、金川さんの順に、手を挙げられた順番で。

○大島委員 今免除の話が出ましたけれども、今後やはり中体連も高体連も、働き方改革でなかなか先生たちが監督をできないと、指導できないということで、だんだんクラブ化になります。中学年代の中体連と、それとクラブ連盟のチーム数は、もう完全に逆転しまして、クラブチームというのは1つの企業が、営利目的もありますし育成目的も五分五分であります。この中の全国大会というのは、先ほど言ったように長期滞在にもつながりますし、親御さんたちも見に来ますし、この辺は子どもたちといたしますか、高校生以下の子どもたちはもう免除していただきたいと。

前回ですか、言いましたように、31度以上で野外の運動は、全部北海道に持ってくると思います。それも、時期は2023年ぐらいからどんどん増えてきております。その中で、なおかつ札幌の宿泊を考えたときには、札幌というものにみんなハードがあれば、皆札幌に宿泊すると思います。その中で、やはり免除というのはしっかりと明確に書いていただければ、引率も、先生ではないですよ。先生ではなく、事業者になりますけれども、その辺もしっかりと、子どもたちだけは免除するという形をとっていただきたいなと思います。

以上です。

○平本委員長 ありがとうございます。免除の範囲をできるだけ、何というのでしょうか、教育、育成クラブ、いろいろなもので子どもたちには広げてほしいという御意見かと思えます。

○金川委員 具体的に案をちょっと言わせていただくのですが、私は福岡方式が一番いいと思っています。定額制にして、市と県でその配分を分けると。市で例えば100とか200円、北海道で100円とか200円、足して300円とか400円となっちゃうとかなり高額、それに入湯税が加わるとかなり高額になっちゃうので、200円なら200円と決めて、その中で配分するという方式が一番いいと思います。

それから、パーセントでやると、ちょっと私確認してこなかったのですが、コンピューターのシステムにうまく乗っかるかどうか、ちょっと私、そこが、別途2%の宿泊税をコンピューター上にうまく乗つけられるのかどうか、システム改造が大幅に必要なかもしれないし、ちょっとそこが心配なのですよね。

それと、もう1つは、免税点はあったほうがいいと思います。どこで区切りが取ったらいいのか、子どもの例えば赤ちゃんまで取るとなると、ちょっと私は行き過ぎだと思うのです。幼児、小学生は取るかどうか、私はもともと反対ですから、小学生以下は取らない

ほうがいいというぐらいの意見ですが、それを年齢でやっちゃうと、年齢確認というのは面倒な感じになってしまうので、例えば金額で、5,000円なのか3,000円なのか、それ以下は、それは幼児としてみなして取らないと。5,000円になると、結構民泊なんかでも5,000円台が出てきちゃうので、なかなかちょっと難しい。3,000円ぐらいかなという気がするのです。幼児までその宿泊税を取るというのは、どうもピンとこないので、私の具体案としては、幼児としては3,000円以下、厳正に言うと3,000円以下のお客様には税がかからない、額は定額制のほうがいい、わかりやすいのではないかと。

それから、北海道と札幌市でまとめて幾らと決めて、分配をしてほしいというふうに考えます。その場合は、宿泊税でやっているとおおり、入湯税を減額する。同じ目的のような税金ですから、減額するというような具体的な提案をさせていただきます。御意見はあるでしょうか。

○平本委員長 具体的に極めて、御提言としては具体的で、わかりやすくありがとうございます。

ほかに御意見ございますか。

米澤さん、どうぞ。

○米澤委員 基本的に、私は前回もお話し申しましたが、定額というお話で、それは論点としては、先ほど池田委員がおっしゃったとおおり、できるだけ簡便にわかりやすくというお話です。

金川委員のほうからありました免税点を云々という話に関しては、私は反対しておきます。免税点はなしにしないと、例えば3,000円以下という話になると、大方の民泊は外れます。1泊1万5,000円、6人で泊まっています、免税ですね。そういうのは避けたい。年齢でというお話であれば、それが確認できれば、それはオーケーかなという、年齢で免税点を設けるというのは、多分私もちょっと聞いたことがないシステムなので、新しいシステムかなというふうには思います。

基本的に免税点を設けないというのは、もし免税点もしくは税額の分岐を、例えば5万円以上とかという話をすると、間違いなくそこは価格形成をすることで一定の歯止めをかけてしまう。例えば大阪のように、免税点を設けましたと。それをくぐるところがどんどんどんどん増えてきて、税収が上がらないので免税点を下げますと。これ多分2、3年すると、大阪は全部免税点なくすのだろうなというのは、もう目に見えているので、まずここは事前に外しておいたほうがよからうという話ですね。

特に今、足元、現状の話を前回も金川委員、宮越委員がお話ししましたが、韓国のお客さんが減って、かなり定山溪は苦しいよという話ですが、札幌市内も韓国のお客さんがいない。それから、新しいホテルがかなりの勢いで増えておりまして、先日ともみずほ総研のほうから出ましたが、いよいよもう東京オリンピックのときにホテルが足りないというのは間違っていましたという白旗を上げて、間違いなくホテルは足りるという宣言をしています。札幌市内も、間違いなく多いと思います。多分来年の東京オリンピック終わった

後に、その勢いが伸びれば良いのですが、過去の事例からいくと、少しずつやはり下がっていくということを考えると、既にホテルは、供給サイドは多いだろうなど。そういうときに免税点を設けられると、免税だよという売りを取りたいがために、それを下回ってくるホテルが出てきます。

金川委員のほうから、3,000円だったという話なのですが、現実には10年前札幌市内のホテルは2,000円台で商売をしていたホテルがいっぱいあります。間違いなくその再現になるので、3,000円はとてもじゃないけど勘弁してくれと。どうしても免税点をつくりたいのなら、1,000円以下と。それであれば、さすがにないだろうというお話なので、ひとつそこはきっちりとお話をしていきたいと思います。

それともう1点なのですが、なぜその人数カウントでどうしてもやりたいかということに関しては、今札幌市内さまざまなお話がありますが、先生も先ほども言いましたが、じゃあ正確に今、先月札幌市内どれぐらいのお客さんが泊まって、どこの国からどれぐらい来ていますかという資料は全くない。ある程度概算の中で、稼働率がこれぐらいだろうというお話の中で、全て今の計画は立てています。実際に1年後に、これから来年度の予算でこんな事業をやりますよと言ったときに、1年間の宿泊者数の数字が出てくるのは1年後です。そうすると、そのときはもう次の予算が執行されていて、例えば今後、今年の予算、先ほど言いましたこの観光、宿泊税についての使い道で、こういうことをやりました。その結果が出てきたときは、もう既にその話は終わっている話になってしまって、よく言う世の中のPDCAのサイクルというのは、Plan・Doのみでずっと走っているのが、今実際の札幌の観光行政だと思っています。ですから、そこで新たにこういう宿泊税を取ることによって、これによって札幌市の宿泊者の実数をきちっと毎月にとらまえるということは間違いなく必要なことで、それが実際の札幌市の観光消費額が今どれぐらい、産業規模として実際にどれぐらいなのだということがきちっと、これをやることによって初めてわかる。そういう意味でも、これは宿泊税だけに関わらず、今札幌市の観光全体の産業の規模をきちっと理解できるという意味でも、大きな意義のあることだと思いますので、一方で、宿泊税で財源ができるということだけに留まらず、今後の観光の施策に対して、きちっと把握できるような、反映できるようなシステムに是非していただきたいというふうに思います。

○平本委員長 ありがとうございます。

今の御意見は、定額で免税なしが良いのではないかと。免税なしの理由が、その事業者の価格形成に制度が影響をしてしまうからだ。それから、税を取るによって、統計というのでしょうかね、納税者がきちっとわかってくるので、そういうことがきちっとわかるような制度になるべきだと、そういう御意見かと思います。どうもありがとうございます。

○宮越委員 皆さんの大体御意見とほとんど同意見ではありますけれども、やはり民泊事業に対しての免税があるような形のものは、どうしても納得できないというのが現実であ

ります。免税点ができて、それでそれに外れているからいいじゃないかというようなところの抜け道があるというのは、制度設計上できちっとやっていただくべきだと思います。これは、今の現状、特に米澤委員が大変御苦勞されてらっしゃると日頃から伺っておりますけれども、その民泊者に対しても、こちらが片や旅館業法という法律の中でやっているものがあって、それがないところの外れたところでやってらっしゃる。それは当然新たな法律でありますけれども、あとはそこに、今度免税がさらに入ってくるのであれば、これはちょっと同じ形式と言ったら語弊あるかもしれませんが、同じ宿泊業という大くくりの中で、ただやはりどうしても不公平感があるということは否めない事実になっているというふうに思います。

それと、最初の会合のときにちょっとお恥ずかしい話をして恐縮だったのですが、入湯税というの、当社実は取り漏れが出てくるのですみたいなお話をしたことがあったのですが、現実には当然そうなった場合には、当社だけで言えば、いわゆるオペレーションシステムの変更をして、どうやりますかと。大概東京も大阪もチェックインのときに、ビジネス系のホテルさんは特にそうですねけれども、チェックインのときに、100円です、150円ですというのをお支払いされて、それでチェックアウトのときには何の精算もないというようなそんなシステムをとっていますけれども、じゃあこれが、その取り方であるとかオペレーションのやり方も、ちょっと変えていかなくちゃいけないというのが、現実それがあつた場合には、やはり今現状で入湯税といえども、今後宿泊税といえども、事業者負担が増えてくる。目に見えないところで事業者負担が増えてくるというところをどう回避するかということも、頭の片隅に入れていただいた制度設計をしていただくことが必要なことだなというふうに思います。

以上です。

○平本委員長 ありがとうございます。

民泊と、それから旅館業法で縛られているところで、同じ宿泊サービスを提供しているのに、片や免税、片や課税というのは余り納得ができないというのは、そのとおりかなと私も思います。

それから、後半のほうでありました、もし特別徴収を宿泊事業者にさせていただくことになるのだったら何らかの、どういう形かということについては別としても、何らかのその支援が必要ではなかろうかという、そういう御意見かと思ひます。

では、石黒先生。

○石黒副委員長 まず、米澤委員おっしゃったことというのは、もっともなことですね。免税というのは、これは非常に難しいですけれども、基本的には一納税者としますと、払いたくないものは払いたくないというのが働くのが当然なわけで、社会が日々刻々と変わる中で、むしろ免税に入ってくるほうのインセンティブのほうが多面的に働きますので、価格の話もそうですし、例えば宿泊形態も、例えば20年前に民泊、あるいはそれをスマートフォンで予約してくるようなことが想定できたかということそれはなかなか難しかつ

た。ですので、基本的には、先ほどの学生の扱いもそうですが、私は、「べき論」ばかり言って恐縮ですけども、基本的にはやはり明文化して一番厳しいところから始めないと、穴を幾つかつuckingしておく、基本的にこれが塞がることはなくて、いかにこれを広げていくかというふうに社会、あるいは議員、業界、学校等から圧力が働きますので、これはやはりなかなか、大阪を例に言ってはいけませんけれども、やはりああいうことが2重、3重におき得ますので、私は制度設計の段階でかなりシビアにやっておいたほうがいいのかなというふうに思います。

もう1つポイントは、今申し上げたように、この観光目的税の問題というのは、来年、再来年の話ではなくて将来的な話ですので、半永久的にこの制度そのものを維持していくと、極端なことを言いますと、日本の人口が増加に転じない限りは、恐らく維持せざるを得ないと思うのですね。そうしますと、やはり私は将来を見据えた制度設計ということも必要だろうと思います。

定率を主張しても多勢に無勢ですが、ただ世界的な趨勢と、税制の制度論としては、やはり定率にすべきだと私は今でも強く思います。これは消費税も所得税もそうですけれども、基本は、累進を取るか取らないかは別にして、定率になぜするかというところ、やはり応能、あるいは応益、どちらの説を取っても、基本的には率というのは公平性、安定性の観点から優れている。これは原則として間違いない。

あとは、今皆様もおっしゃったように、事業者の負担をいかに減らすかという現実的な観点の中で、定額で導入し、いずれ定率になって、これは私、避けられないと思うのです。将来的には定率にせざるを得ない。なぜならば、今国際的なところだと、1泊1,000万円の宿とかつくるようなムーブメントが出てきていますので、1,000万円は大げさにしましても、200万円、300万円の人から200円取るかどうかというところ、京都市さんはそういう意味では、上に別の累進を設けてはいますが、そういう意味では、やはり税収の確保の問題と、将来的に例えばテクノロジーの問題、例えばOTAさんの比率が上がり、窓口で、じゃらじゃら小銭を払う時代というのが、今の政策のキャッシュレスを進めていることを考えても、あと何年続くかということを考えてみると、10年後は基本的には、旅館なりホテルさんの窓口で現金のやりとりということがほとんどなくなる。そういうことを考えると、今皆様がおっしゃるほど定率性における事業者の負担というのは、今は多いというのは重々わかりましたが、今後は、増えていくことはないだろうというふうに思いますので、私自身は、本来であれば定率であるべきだけれども、やはり事業者の負担を考えると、現実的には定額で今は導入する、あるいはそういった視点を踏まえて、定率・定額を再度検討するというようなところが答申への書き込み方としては適切ではなからうかと。

もう1つは、やはり倶知安町の事例がありますが、基本的に導入されていて、これ総務省がどういう判断するかわかりません。先ほどおっしゃったように、逆の判断してくる可能性が、つまり倶知安は定率でやっているのだから、率にせざるを得ないというようなこ

とになる可能性はゼロではないと私は思うので、そういう意味では、ここで額というふうな議論するよりは、率と額のそれぞれの良いところ悪いところ、あるいは中長期的に見たときのメリット・デメリット、あるいはそれによって事業者が負担せざるを得ない部分を制度の中でいかに行政側が補えるか、例えばシステム改修ですとか、当初の導入期においてはいろいろな形で手数料、あるいはそれに見合う分を支払うような形で、技術と制度の部分で解決できる部分というのはあるのだろうというふうに思いますので、そのあたりもぜひ含めた答申にすべきでないかなというふうに思います。

○平本委員長 どうもありがとうございます。

きょうは初めて定率が良いという御意見だったかと思います。

ほかに。では順番に樋口さん、金川さんでお願いいたします。

○樋口オブザーバー 石黒先生の発言の前にお話しすれば良かったかもしれませんが、私定額に賛成です。今回の財源による施策の効果、その恩恵等は、マクロで見ると、札幌に来られる方々皆さん等しく受けられるのかなというところがあって、これは宿泊費用に関わらず、札幌に宿泊する人1泊につき幾らというような設定のほうが、公平性があるってわかりやすいのではないかなというふうに思います。ですので、宿泊費用を払う方については、免税点は必要がないという考え方です。

あと、ほかの先行都市の事例でいきますと、宿泊単価によって段階的な設定をしているのですけれども、現状札幌市内の宿泊単価を見て、例えば他都市のように2万円とか5万円とかという設定をした場合に、税金というのはいほどのぐらい変わってくるのかというところは1回、シミュレーションができるのであればした上で、こういう設定が必要かどうかという考え、こういうふうにしたほうが良いのではないかなというふうに思いました。

あと、北海道との関係の中ですけれども、私もこの福岡のやり方というのが、理想的だなというふうに思っていて、札幌市と北海道が宿泊税を分け合うというのが望ましいと思います。ある程度の負担できる上限というのが、例えば数百円程度というのが現実的なのかなと思いますので、ただその際に、やはり福岡のように、市の税金を多くするというのが、これは当然だと思いますし、北海道のほうの収入に当たったとしても、これは札幌市で払った税金ですから、札幌市内に宿泊する方々が利用する空港とか、そういう交通インフラとか、そういった共通の費用に関しては北海道の税金を充てるとか、北海道が持っている札幌市内の施設に対して、その税金を使うというのが、そういう縛りもできれば設けてほしいなという考え方です。

○平本委員長 ありがとうございます。

定額、免税なし、それから北海道との関係については福岡方式、しかもいわゆる北海道の部分については、使途と言うとちょっと大げさになるかもしれないけれども、ある程度明確な目的を示していただいた形で、北海道の側の宿泊税にさせていただきだという、そういう御意見かと思います。

私後半、少なくとも後半の部分については、そのとおりだと思っております。

金川さん、お願いします。

○金川委員 前回も言いましたけれども、旅館の料金立てとホテルの料金立てが違うので、ここのところは十分に考慮しないと不公平ができるのではないかなというふうに思います。

○平本委員長 ありがとうございます。食事がついている旅館と素泊まりのホテルとで、当然だけ違ってくる。これは前回も私そのとおりにじゃないかと申しましたし、それは現在そうだと思っております。

今御意見伺っていて、樋口さんはその定額が良いとおっしゃる根拠として、要は 10 万円のところ泊まろうが、5,000 円のところ泊まろうが、受ける益は変わらないのだから、定額のほうが論理的だろうという御指摘だったかと思います。それ以外に定額が良いとおっしゃった方々のお話は、どちらかという徴収コストがかかるのか、あるいはシステムの改修のところで大変なのではないか。

それから、免税の議論のところもそうでして、免税点を設ける・設けない。設けない理由としては、きちっと徴収できなきゃいけないから免税点を設けなければいけないのだと。定率にすると、少なくとも免税点の問題はなくなるわけですね。1,000 円のところ泊まれば、1,000 円の 2%とか 1.5%という形で徴収できるという意味では、何となく樋口さんの御意見は明確な根拠がありになると言う失礼かもしれないけれども、明確な理由があつてなんだけれども、ほかの方が定額とおっしゃっているときに、割とその実務上のテクニカルな問題が先にきているように思われるのですけれども、そういう私の理解は間違っていますか。

何でそんなことを伺ったかという、今の石黒先生のお話をちょっと聞いていて、ああなるほどそうかと。答申に書くときには、現状を考えると技術的な問題等もあつて、定額のほうが現状では合理的なのだけれども、その技術の進歩だったり、キャッシュレス化の進行だったり、あるいはOTAの比率の増大だったりということで、しかもそういうスピードが、特にキャッシュレスなんていうのは、この半年足らずで物すごい勢いで進んでいるように私自身も思うのですけれども、そういった我々の想像よりも早いいろいろなその変化によっては、定率ということが技術的にほぼコストがなくなり、そうなったときには、定率のほうが大きな流れとしては合っているのじゃないでしょうかという御提言だったと思うのです。

私個人的なことを言えば、どちらかという私も理論的なベースで考える職業なので、定率のほうが筋としては合っているような気がするもので、それでちょっとこんなことをお聞きかけしているのですけれども、いかがでしょうか。

○金川委員 私は両方利があると思うのです。だから、折衷案が一番良いのではないか。石黒先生がおっしゃるのもわかりますし、樋口さんのおっしゃるのもわかる。だから折衷案。

それと、とりあえず金額によって定額の場合、例えば 200 円とか、金額が上がってくる

と 500 円。1,000 万円というのは特殊な例なので、ちょっとここではそこまで考えなくても良いと思う。4 万円、5 万円、私もあちこち泊まりますけれども、10 万という旅館もあります、10 万というホテルも 1 室ぐらいあるぐらいで、非常に特殊な例なのですよね。4 万円、5 万円ぐらいがせいぜいな高い旅館・ホテルの限度だと思いますので、スイートルームでも泊まれば 20 万円とか 30 万円取られますけれども、それは特殊な例なので、そこまで言っちゃうとわからなくなっちゃうので、ほかの地域でやっているようなものが、今のところは折衷案としては良いのではないかというふうに思います。

○平本委員長 ありがとうございます。

笹本さん、どうぞ。

○笹本委員 私も基本的には定額が、今の導入時はよろしいかと思うのですが、先ほど石黒先生のお話を聞いていてなるほどと思ったケースが非常に理解できました。これの一番のポイントは、やっぱり宿泊事業者中心に、その取るほうの負担が非常に重い。さっきのシステムの件ですとかというところが、やっぱりどうしてもポイントになっていくだろうから、その事業者の方が、いわゆる手間がかからないような形で、かつ定率にできれば、これは一番良いのでしょうか。恐らくは、先ほど事業者の方にも何らかの手数料的な見合いものを戻すべきだという一方でお話がありましたが、例えば今キャッシュレス化が今おっしゃったように非常に進んで、いわゆるホテルさん独自のシステムに、そこに補助するというやり方もあるのかもしれませんが、今のいわゆるキャッシュレスのスマホを使ったペイペイですとか、ああいったいわゆる万人に共通なような受け皿の、事業者のシステムのほうに何らかの負担をこの税から出してあげて、将来的には全くホテルさんもキャッシュレスの方には、全く手間がかからず精算ができて、ちゃんと税もそこに入っていくような形が今のスピード感から言ったら、本当数年後にそういう形にもなるかなと思うので、その辺を見越した、導入時は余りそういうところまで行かなかったら定額制にしておきながら、その辺の将来的なものもちよっと見据えた答申も必要ではないかなと思いました。

○平本委員長 どうもありがとうございます。

技術の速度、進歩の速度ってなかなか予測できない部分もありますし、今、笹本さんがおっしゃったように、事業側の負担が極めてゼロに近いのであるならば、定率というのも 1 つの合理性を持つのではないかという御意見かと思えます。どうもありがとうございます。

ほかには、いかがでしょうか。

○米澤委員 すみません、定額派の米澤です。1 つは、例えばこの税金が消費税とか、一般的な税源であれば問題はないと思うのですが、その今の定率制の話でいくと、公平性のほうに話が余りにも行って過ぎて、実際に観光目的税という話の中で受益者負担、じゃあ多く払った人が、高いホテルに泊まった人が、この目的税で行われた事業に対して受益できるかという観点から言えば、それはどんなに高いホテルに泊まろうと、安いホテルに泊

まろうと同じだと思うのですよ。例えば、その観光目的税を使ったホテル内での事業がありますよ。高いホテルに泊まったら、例えばその中からホテルのアップグレードがあつてとかという話であれば、確かにおっしゃる意味はわかるのですが、例えば観光施設ですよ。一般公共施設、交通機関ですよという話になれば、逆に言ったら高いホテルに泊まった人ほど受益しないというふうに、私は認識しています。であれば、申し訳ないのですが、今言った定率制というのは、この目的税という考え方から言えば、財源を大きく確保したいがための方策でしかないような気がするのです、反対だという話です。

それともう1つ、申し訳ございません。北海道との兼ね合いの中で、これはいろいろなタイミング、それぞれの自治体のタイミングがあろうかと思うのですが、実際にはもう北海道はこういう検討会議を終わらせ、知事に答申があり、この間、もう既に本会議も2回経験して、今回いよいよ宿泊税で調整しますという表明もしております。しかし、振り返ってみると、札幌市は今検討会議をやっているという話の中で、先ほどから何回も出ている北海道がどうするかわからないのよという言葉がずっと出続けるので、申し訳ないのですけれども、北海道のほうが多分先行して話はある程度進めているはず。当然知事が表明しているので、ある程度道庁内部では、それに向かって制度設計をもう始めていると思うので、ぜひ次回の会議までには一度きちっと調整をして、これはちょっとオーバーラールなのかもしれないのですが、やはりもう先行しているところときちっと話し合いを進めた上で、それを聞いて我々の検討会議としても答申案を出していきたいなというふうに思うので、余りにも今のままだと、北海道が定率になったときには、定額になったときには、額面が幾らだったら、余りにもわからない答申案になり過ぎるので、やはりきちっとそこは精査した上で我々の答申案に反映させていくということが、大事なのではないかとこのように思います。

○平本委員長 ありがとうございます。

まずは、定率に御反対の理由、それから北海道との関係について、もうちょっと明確にしないと答申がぶれるのじゃないかという、事務局、ここはいかがですか。

○事務局（和田） 要は、北海道がどこまで出せるかということになるかと思いますが、今米澤委員がおっしゃった検討前の有識者会議の中では、宿泊税の方向性というのが1つ見えていますけれども、具体的な制度上のものは何も決まっていなかったということ。

それから、今まで議会で出たものも、今の北海道の案のようなものが出ただけで、まだ決定はしていないというような現状にあります。その中で、言わせていただければ、案としては定額が北海道としては出ているというような状況ですが、ここから先に関しては、導入を既に表明をしている市町村がありますので、そういったところと調整しながら決めていくというふうに伺っていますので、ちょっと次の会までに、明確なその道のスタンスがこうですと、道の方針はこうなりますと示すというのは、ちょっと時間的には難しいかなというふうに思っております。

○平本委員長 すみません、今の米澤さんの御質問に対するお答えとしては、ちょっと不

十分なのだらうと思いますけれども、事務的には、そうであるということです。

石黒先生にちょっとお尋ねしたいのですけれども、先ほど米澤さん、受益という観点からいくと、定率というのは余りロジカルじゃないのではないかと。でも一方で海外の動向などは、定率のほうがかなり多くなっているというお話だと思うのですけれども、そこら辺のところは、どういうふうを考えられているのですか。

○石黒副委員長 1つは、確かに今日の議論の入り方からすると、具体的な事業を入りにしているので、確かにこれの受益者であるのは、1泊3,000円の人も30万円の人も変わらないじゃないかという御議論はごもっともだと思うのですが、大原則として、観光産業が自然環境と地域住民に対して相応の負担を与えている、そしてその上で潤っているのは観光業であって、その受益者である観光客にも負担を分担してもらおうというのが海外の観光目的税の根本的な考え方です。この考え方に基づくと当然3,000円のお部屋よりも、30万円のお部屋のほうが広いでしょうし、使うエネルギーも多いでしょうし、その方をお迎えするに当たる行政投資も相対的に大きくなるだろうから、それ相応の負担をもらおうという考え方が1つあります。

それから、一方で応能説でとらえると、かみ砕いて米澤委員に言っていた、つまり、取れるところから取ってやろうということになります。その指摘は正しいと思いますが、基本的に税制において、応益原則を採用するか、応能原則を採用するかというところで言うと、観光目的税というのは応能原則で議論されることも多い。そういう意味では当然3,000円のホテルに泊まる人に比べて、基本的には30万円、300万円のお部屋に泊まる人は、それだけの担税力があると理解される。

こういった論理で、基本的には国外では定率制を取っているところが多いと、あるいは定額性を累進性の定額に、そしてその後定率に切りかえようという動きが出てきているというのが現状かなと思います。

○平本委員長 どうもありがとうございます。

私のちょっと理解を促進させるためにお答えいただいたようなところがありますけれども、そういうようなことが考えられているということでありました。

時間残り10分余りになりましたけれども、1つだけ、これ事務局のほうから確認をしていただきたいということがありまして、それは何かと言いますと、もうここまでの議論で、ほぼ前提として皆様受け入れてらっしゃるということがほぼ確実なような気がするのですけれども、徴収方法につきましては、今回宿泊税ということで議論をしていますので、その徴収が実効性を持って行われるためには、宿泊事業者の方が特別徴収を行うという立てつけで今回の答申をまとめさせていただいても、この点はよろしいですか。

ありがとうございます。ちょっとこの部分を確認しておきたいということですので、まずはそれを御確認いただきまして、あとまだ残り10分余りございますので、今の定率・定額、それから免税点、それから課税免除、それから北海道との関係、ここら辺の議論につきまして、御意見がある方御遠慮なく。

池田さんどうぞ。

○池田委員 石黒先生のお話も大変明快で、すっと理解ができる議論だというふうに思います。

一方で、決して、これからのITだとか、その辺のスピードって物すごいですから、たしか野村総研の発表ですと、2030年には日本の今の仕事、たしか49%がなくなると発表がありましたけれども、それぐらいのスピードだと思いますので、環境がどんどん変わってくる。

今の前提の中で言いますと、システムだけの問題ではなくて、旅行にかかる商品のいろいろなものの中に含まれたものに対してののですとか、そういったものを並行して見直されていく中で税率というのは成り立っていくことなのかなというふうに思います。

あとはやはり日々の、今の検討の中で、実際商売あるいは経営を成り立たせるところをどうやるか、ということをや日々腐心する中でいくと、やはり目の前にある現実の問題、それぞれの働き方というものについては、やはり看過できないところもありますので、ぜひ時間の経過の中で見直しというのは当然だと思いますので、一言だけ、そこだけ申し添えさせていただきたいというふうに思います。

○平本委員長 ありがとうございます。

まずは、現場に負担がかからないような方法で考えるべきだと。ただし、時間の経過の中で見直しということは、当然のように起こり得ることだという、大変に現実的かつ建設的な御意見だと思います。どうもありがとうございます。

ほかにはいかがでございましょうか。

○米澤委員 先ほど先生から、特別徴収義務者ですよというお話がありましたので。

○平本委員長 私の言い方が悪かったです。

○米澤委員 間違いなことだと思っていますので、やはりそこで、先ほど金川さんもお話していたのですが、今回消費税が軽減税率を導入されて10%に上がりの中で、我々の業界、どちらかという、もう軽減税率も対応できるようなシステムにもし、なおかつ消費税も上げましたという改修をやっと終わったばかりです。これが決まると、また2年後ぐらいに、また改修するのですかと。ぜひ、今回を機にいろいろな形で今後の対応を考えながらシステムは改修しておりますが、やはりまた大きくどうしてもお金がかかります。そこに対して一部、どこの自治体でもやっていますけれども、インシヤルの部分、まず初期投資が回収できる部分、それからその後間違いなく、いや初期投資が終わったから、もうこれからはなしですよということじゃなくて、当然例えばお客さんに説明をしなきゃならない、それからやはり正直言えば、払いたくないというお客さんに対して、いやいやすみません、こういう理由ですからお願いしますねという作業をしていかなければならない部分も含めて、きちっとそこところは、徴収のときにかかる費用に関してはきちっと勘案をしていただきたいということだけ。

○平本委員長 ありがとうございます。

現場のこれは切実かつ合理的な声かと思えます。イニシャルコストであるとか、それから継続してランニングの部分でもコストがかかるので、そういった部分については、一定の何らかのサポートが必要であろうという御意見だと思います。

○石黒副委員長 すみません、私も申し上げようと思って1個忘れていたのですが、やはり最終的には、消費者から徴収するコストにちゃんと税金を反映できるように、つまり率かもしれないけれども、その分を事業者が内輪で負担せざるを得ないような状況だけは避けなければいけない。これは皆様の利益という意味でもそうですし、税制度として根本的にそうだと思いますので、成功している都市がやられていますよう、消費者に札幌に泊まるとこういう税金が必要であって、それはこういうものに使われるのだからということをしかり行政のほうで周知していく。それは最終消費者だけではなくて業界も含めて、それは国内外の業界という意味ですけれども、しかりやっていくということも答申に明記しないと、特別徴収の事業者だけの負担、それは現場だけではなくて、最終的に価格に転化できずに事業者が割を食わなければいけないというようなことにならないようにというのは、しかりと検討委員会として明記するべきじゃないかなと、僭越ですけれども思えます。

○平本委員長 どうもありがとうございます。

あと5分足らずです。金川さんどうぞ。

○金川委員 前にも言いましたけれども、入湯税の扱いですね。これをぜひ認識しておいていただきたいと思えます。今150円かかっています。うちなんかも毎月2、300万払っています。結構な額になるのですよね。入湯税の目的というのは温泉源の保持と、大きく言えば地域の振興ですね。この2つなのです。泉源のほうには実際はゼロです、使われているお金は。ですから、地域の振興という問題ではダブってしまうので、宿泊税が出た場合には、入湯税は減額していただきたい。取るというふうになっているのですけれども、金額はそんなに明確ではないのですね。一応150円という基準額は示されていますけれども、50円でも構わないと思えますから、その辺はぜひ御検討願いたいと思えます。

○平本委員長 はい、わかりました。これは兼ねての御主張でありまして、入湯税との兼ね合いで、要は過重な負担にならないように、それから場合によっては入湯税の減額等も検討してほしいという御意見だと思います。

ほかにはいかがでございましょうか。よろしいでしょうか。

大体今日の御議論は、これで尽くされたということだと思います。

それでは、今日の特に後半のほうは、北海道との関係などにつきましても、まずは基礎自治体である札幌市、それから広域自治体である北海道との関係を考えて、負担の部分も含めてきちっと枠組みをつくらなきゃいけないと。

それから、課税免除などにつきましても、修学旅行、それから若者というような形で広げるという方向性。ただ、あまり広げてしまうと穴がどんどん広がっていくので良くないという御議論。

それから、定率か定額かということについては、定額のほうが圧倒的多数でありました。しかしながら、定率には定率の論理性があると同時に、技術的な問題だけであるとするならば、定期的な見直しということも、将来を見据えたら制度の見直しということもあり得るのではないかというような御意見。そして、入湯税との関係についての御意見などが、後半のほうではいただきました。

前半のほうにつきましても、随分観光振興のところも含めまして建設的な御意見をいただいたのではないかと思います。

今日皆様方からいただきました御意見を答申案という形で反映させまして、事務局に作成していただいたものを私事前にチェックいたしまして、それを第4回のこの検討会議に答申案としてお諮りしたいというふうに考えておりますが、それはよろしゅうございましょうか。

ありがとうございました。

本日は、第2回目までにも増して大変に活発かつ建設的な御議論をいただきまして、これで何となくですけれども、答申案の方針の構成も見えてまいったと思います。あと1回この検討会議は残っておりますけれども、次回答申案につきまして、また御議論をいただきまして、最終的な答申につなげることができればと思っておりますので、引き続きどうかよろしく願いいたします。本日はありがとうございました。

それでは、事務局にお返しいたします。

○事務局（和田） 皆様お疲れさまでございました。

活発な御意見いただきましてありがとうございます。

第4回目の検討会議につきましては、委員の皆様の調整をさせていただきました結果、12月20日に開催させていただきたいと、そう思っております御案内しているところでございます。御参加のほう、よろしく願いいたします。

3. 閉 会

○事務局（和田） それでは、以上をもちまして会議を終了させていただきます。

本日は、御多忙のところどうもありがとうございました。